

## 稲城市立学校適正学区等検討委員会による検討結果の報告について

### 1 検討事項

- ・市立学校の学区域のあり方に関する事項

### 2 検討経過

| 適正学区等<br>検討委員会 | 学区変更<br>検討会 | 開催日   | 内 容   |
|----------------|-------------|---|---|
| 第1回            | —           | 令和5年5月31日(水)  | 教育長から適正学区等検討委員会へ検討を依頼<br>現行基本方針の確認について<br>通学区域について                                    |
| 第2回            | —           | 令和5年7月12日(水)  | 通学区域を検討していく必要のある地域<br>について  |
| 第3回            | —           | 令和5年8月30日(水)  | 中間報告書のまとめ   |
| —              | 第1回         | 令和5年12月13日(水)【城小学区】<br>令和5年12月19日(火)【二小学区】<br>令和5年12月21日(木)【六小学区】 | 中間報告書について<br>通学区域の変更について  |
| —              | 第2回         | 令和6年1月18日(木)【六小学区】<br>令和6年1月22日(月)【二小学区】<br>令和6年1月26日(金)【城小学区】    | 通学区域の変更について<br>意見書について  |
| —              | 第3回         | 令和6年2月19日(月)【城小学区】<br>令和6年2月20日(火)【六小学区】<br>令和6年2月21日(水)【二小学区】    | 意見書のまとめ   |
| 第4回            | —           | 令和6年4月15日(月)  | 意見書の検証について<br>・通学区域の見直しの必要性について<br>・通学区域の変更時期について<br>・学区域変更に伴う経過措置について<br>通学区域の変更について |
| 第5回            | —           | 令和6年5月13日(月)  | 意見書の検証について<br>・通学区域の見直しの必要性について<br>これまでの議論の総括<br>報告書について                              |
| 第6回            | —           | 令和6年6月12日(水)  | 報告書のまとめ<br>教育長へ報告書を提出   |

※稲城市立学校適正学区等検討委員会（適正学区等検討委員会）の委員構成

識見を有する者・学校長・PTA役員・各種団体代表者・市民・市職員 計12人

※稲城市立学校学区変更検討会（学区変更検討会）の委員構成

【二小学区】：学校長（二小・長峰小・若葉台小・二中）・PTA役員（二小・長峰小・若葉台小・二中）・  
自治会役員（坂浜）・青少年育成地区委員会委員（坂浜） 計10人

【城小学区】：学校長（三小・向陽台小・城山小・五中）・PTA役員（三小・向陽台小・城山小・五中）・  
自治会役員（大丸・向陽台）・青少年育成地区委員会委員（大丸・向陽台）計12人

【六小学区】：学校長（四小・六小・一中・四中）・PTA役員（四小・六小・一中・四中）・自治会役員  
（東長沼）・青少年育成地区委員会委員（東長沼） 計10人

### 3 検討結果

#### (1) 第二小学校区から長峰小学校区又は若葉台小学校区への編入

- ①上谷戸地区における若葉台1丁目、鶴川街道に隣接する若葉台2丁目、上谷戸川以南かつ鶴川街道以北の坂浜地域は、第二小学校区から若葉台小学校区へ編入すべきである。なお、若葉台1丁目については、若葉台小学校と長峰小学校のいずれかを選択ができる地域とすることが望ましい。
- ②上谷戸川以北かつ鶴川街道以北の坂浜地域については、第二小学校区から長峰小学校区へ編入すべきである。
- ③東京都立若葉総合高等学校北側における開発地域については、若葉台小学校を選択ができる地域とすることが望ましい。

#### (2) 向陽台小学校区及び第三小学校区から城山小学校区への編入

- ①向陽台2丁目については、城山小学校区へ編入する必要があるが、向陽台小学校への選択ができる地域とすることが望ましい。また、市は住民に対し丁寧な説明に努めることが必要である。
- ②第三小学校区である大丸864番地から大丸866番地までを城山小学校区へ編入すべきである。

#### (3) 第四小学校区、第六小学校区、第一中学校区及び第四中学校区についての総合的な検討

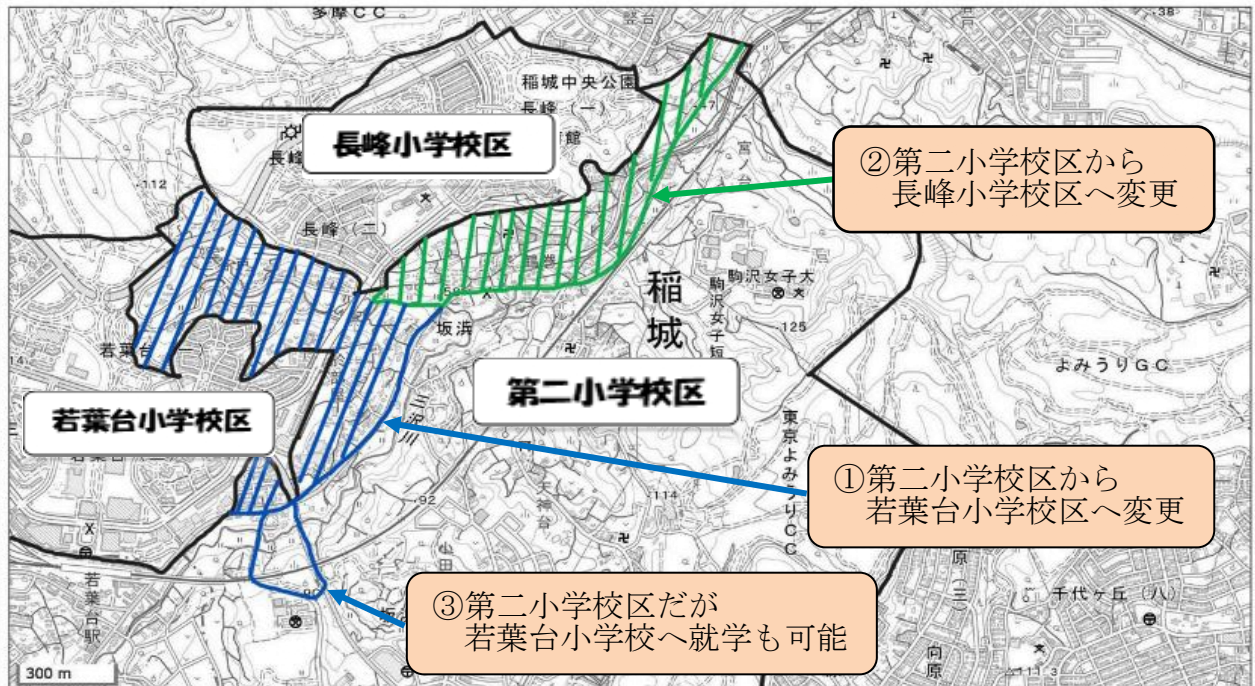
- ①第六小学校区の東長沼地区を稲城大橋通りまで広げ、第四小学校区を第六小学校区へ編入すべきである。
- ②稲城長沼駅で区切られていた第四中学校区を川崎街道まで広げるべきである。  
ただし、どちらも通学区域変更に係る児童の負担軽減を十分に考慮した、経過措置に努める必要がある。

なお、通学区域の変更を行うに当たっては、必要な経過措置を設けるとともに、対象地域の児童の保護者に対しては、早期の事前周知のうえ、実施時期については、これから就学する児童のことを考慮し、令和7年度の実施に努めるべきである。

#### 4 検討地域

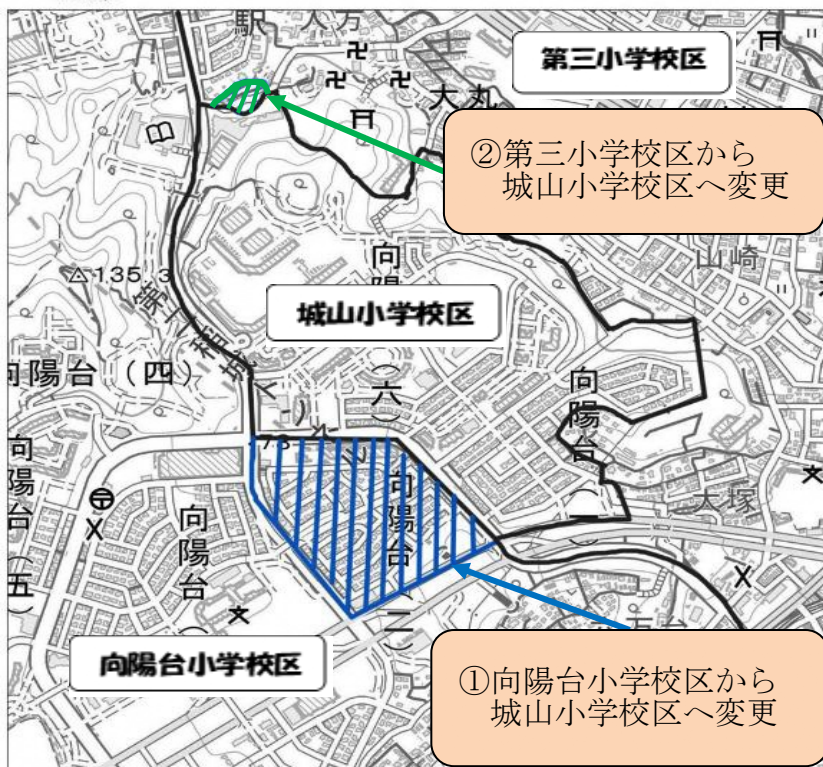
(1)第二小学校区・長峰小学校区・若葉台小学校区

地理院地図  
GSI Maps



(2)向陽台小学校区・第三小学校区・城山小学校区

地理院地図  
GSI Maps





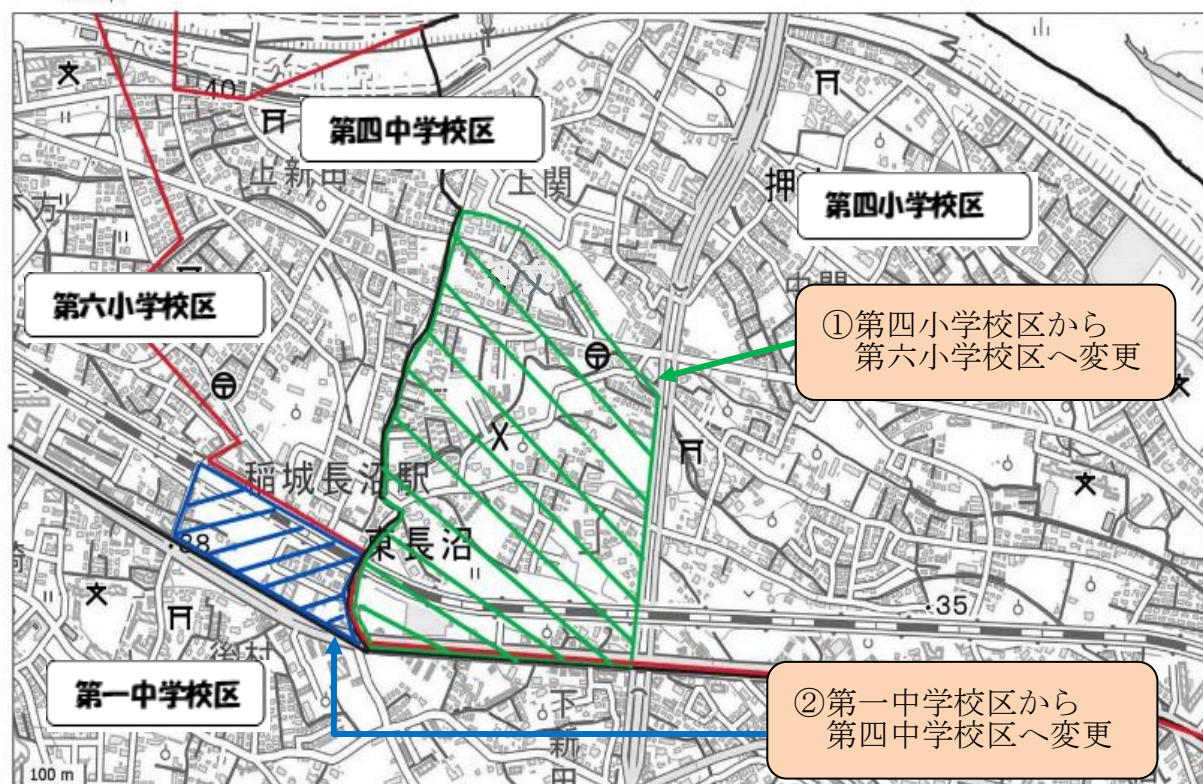
(3)第四小学校区・第六小学校区・第一中学校区・第四中学校区

現在の学区の枠線

黒い枠線 ■ 小学校区

赤い枠線 ■ 中学校区

地理院地図  
GSI Maps



## 5 今後の主な予定

- ・令和6年 8月 17日(土)及び24日(土) 住民説明会実施
- ・令和6年 9月 稲城市立学校の通学区域に関する基本方針の策定〔教育委員会〕
- ・令和6年10月 福祉文教委員会への報告

令和6年6月12日

稲城市教育委員会教育長 殿

稲城市立学校適正学区等検討委員会  
委員長 富田 恵美子

## 稲城市立学校の学区域のあり方に関する検討結果報告書

はじめに

令和5年5月に、稲城市立小・中学校に通学する児童及び生徒に良好な教育環境を確保するため、市立学校の学区域のあり方について検討する「稲城市立学校適正学区等検討委員会」が設置された。

本検討委員会では、令和5年度に3回の検討を行い、令和5年9月29日に中間報告を行った。

その後、中間報告書で示した通学区域の変更等が想定される地域の学校長、PTA役員、自治会役員、青少年育成地区委員会委員からなる「稲城市立学校学区変更検討会」において検討を行った。それらを踏まえ、さらに令和6年度において「稲城市立学校適正学区等検討委員会」で3回の検討を行った。

本報告書は、これまで6回にわたって検討を行ってきた内容を整理し、考え方と方向性をまとめたものである。

※注 以降の記載において、稲城市立の公立学校における学校名の「稲城市立」及び学区の表記における学校名の「稲城市立稲城」を省略した記載とする。

例：「稲城市立稲城第二小学校」は「稲城第二小学校」

「稲城市立稲城第二小学校区」は「第二小学校区」

## 1 検討を進めるにあたっての基本的な考え方

指定校制に基づき、学区を遵守していくことを重視したうえで、学校規模の適正化、通学の安全の確保、地域とのかかわり等の視点で、市全体の通学区域の見直しの必要性について検討を行った。

- (1) 普通教室として使用可能な教室数において、可能な限り、余裕をもった学級数を確保し、学校規模の適正化を図る。
- (2) 児童・生徒の通学の負担及び登下校時の安全面に配慮する。
- (3) 学校は、地域と密接にかかわっており、地域活動の拠点となっているため、地域コミュニティに配慮する。

## 2 稲城市立小・中学校の現状と課題

### (1) 学校規模の現状と予測

#### ①学校規模の現状

学校教育法施行規則により、小学校、中学校ともに 12 学級以上 18 学級以下が学級数の標準とされている。

令和 6 年 4 月 1 日現在、12 学級未満の「小規模校」は、小学校は稲城第二小学校及び城山小学校の 2 校、中学校は稲城第一中学校、稲城第二中学校、稲城第四中学校及び稲城第六中学校の 4 校となっている。

「標準規模校」は、小学校は稲城第一小学校、稲城第三小学校、稲城第六小学校、稲城第七小学校、向陽台小学校、長峰小学校の 6 校、中学校は稲城第三中学校及び稲城第五中学校の 2 校となっている。

19 学級以上の「大規模校」は、稲城第四小学校、若葉台小学校、平尾小学校及び南山小学校の 4 校となっている。

#### ②現状の通学区域を維持する場合の児童数・生徒数・学級数の推移予測

令和7年度から小学校全学年を35人学級とし、中学校第1学年を35人学級、他の学年を40人学級とした上で、稲城小田良土地区画整理事業、稲城南山東部土地区画整理事業の新規転入見込み数を考慮したうえで、6年間の児童数・生徒数・学級数の推移を予測した。

現状の通学区域を維持した場合、小学校では、現在「小規模校」である稲城第二小学校が令和8年度から「標準規模校」となる見込みである。中学校では、「小規模校」である稲城第二中学校が令和8年度から「標準規模校」となることが見込まれている。また、「標準規模校」である稲城第五中学校が令和9年度から「小規模校」となることが見込まれている。

なお、児童数・生徒数・学級数の推移予測にあたっては、稲城小田良土地区画整理事業及び稲城南山東部土地区画整理事業以外の部分やその他の開発行為による影響については、把握や推計が難しいことから実際の学級数等が推移予測と異なることも予想される。

## (2) 通学距離の現状

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令においては、学校の配置にあたり、通学距離の基準として、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内であることとされている。

現状、最も遠い児童・生徒でも、小学校への通学距離で約1.2km、中学校への通学距離で約2.7kmとなっており、学校の適正配置については保たれている。

## (3) 課題

現状の通学区域を維持した場合、稲城第二小学校は、将来的に普通教室数が不足することが予測されている。

城山小学校は、全校児童が100人を割り込むことが予測されている。

稲城第六小学校はほとんどの児童が稲城第一中学校へ進学する中で、一部稲城第四中学校に進学する地域がある。

### 3 通学区域の変更等が想定される地域

- ・ 第二小学校区から長峰小学校区や若葉台小学校区への編入について検討する必要がある。
- ・ 向陽台小学校区である向陽台2丁目と第三小学校区である中央図書館付近の地域について、城山小学校区への編入を検討する必要がある。
- ・ 第六小学校区、第一中学校区及び第四中学校区について総合的に検討する必要がある。

### 4 稲城市立学校学区変更検討会の意見

本委員会による中間報告において、方向性を示した通学区域の変更の必要性等について、対象校の学校長、PTA代表及び地域の代表で構成する稲城市立学校学区変更検討会（以下「検討会」という。）を設置し、意見を伺った。意見の概要は以下のとおりである。

#### （1） 第二小学校区から長峰小学校区又は若葉台小学校区への通学区域の変更について

##### ①意見

- ・ 上谷戸地区における若葉台1丁目の地域及び平尾から若葉台へ抜ける道路と鶴川街道との交差点に隣接する若葉台2丁目の地域を、第二小学校区から若葉台小学区へ編入することについて、通学距離及び通学の安全上問題ないと判断する。



ただし、若葉台1丁目については、若葉台小学校と長峰小学校のいずれかを選択ができる地域とすることが望ましい。

- ・第二小学校区のうち、上谷戸川以北かつ鶴川街道以北の坂浜地域について、長峰小学校区へ編入することは、通学距離及び通学の安全上問題ないと判断する。

- ・第二小学校区のうち、上谷戸川以南かつ鶴川街道以北の坂浜地域について、若葉台小学校区へ編入することは、通学距離及び通学の安全上問題ないと判断する。

- ・東京都立若葉総合高等学校北側における開発地域については、現在の学区である第二小学校区のままで問題ないと判断するが、歩道の整備状況等も考慮し、若葉台小学校を選択ができる地域とすることが望ましい。

## ②その他

- ・今後、稲城第二小学校及び稲城第二中学校の通学区域を検討する際には、向陽台小学校及び稲城第五中学校の通学区域も含めた検討が必要である。

- ・稲城第二小学校及び稲城第二中学校の学区で最北端の地域については、通学距離及び通学の安全確保のため、バス通学や指定校変更等の早急な対応が必要である。

- ・通学区域の変更に際しては、経過措置を含めた地域住民への早期の周知と丁寧な説明が必要である。

## (2) 向陽台小学校区である向陽台2丁目と第三小学校区である中央図書館付近の地域を城山小学校の通学区域に変更することについて

### ①意見

- ・向陽台2丁目については、平成4年4月より向陽台小学校区から城山小学

校区へ通学区域を変更し、平成 27 年 4 月より城山小学校区から向陽台小学校区へ通学区域を変更している。今までの経過を考えると、看過できない変更であるが、城山小学校の児童数の減少を鑑み、城山小学校区への変更はやむを得ないと判断する。

ただし、対象区域住民の事情等を考慮し、向陽台小学校への選択ができる地域とすることが望ましい。また、市は住民に対し丁寧な説明に努めることが必要である。

・第三小学校区である中央図書館付近の地域については、現在の状況を鑑み、温泉施設である「季の彩」北側の大丸 864 番地から大丸 866 番地までを城山小学校区へ編入することは問題がないと判断する。また、市は住民に対し丁寧な説明に努めることが必要である。

## ②その他

・今後、通学区域の変更について検討する際には、抜本的な通学区域及び通学区域の運用の見直しが必要である。その際には、向陽台地域だけではなく、大丸や百村地域についても、検討範囲とすることが望ましい。

・通学区域の変更に際しては、経過措置を含めた地域住民への早期の周知と丁寧な説明が必要である。

## (3) 第四小学校区、第六小学校区、第一中学校区及び第四中学校区の総合的な検討について

### ①意見

・今後、児童の成長を鑑み、第六小学校区の東長沼地区を稲城大橋通りまで広げ、第四小学校区を第六小学校区へ通学区域を変更することは問題がないと判断する。また、今後の人口推計等を鑑み、稲城長沼駅で区切られていた

第四中学校区を川崎街道まで広げることも問題ないと判断する。

ただし、通学区域変更に係る児童の負担軽減を十分に考慮した、経過措置に努める必要がある。

## ②その他

- ・今回の通学区域変更が行われた場合の経過措置として、第六小学校区のうち第四中学校区の児童が中学校に進学する際は、稲城第一中学校への進学も可能とする柔軟な対応が必要である。

- ・中学校進学にあたり、児童の負担を軽減するため、小学校のうちから他校と交流できる機会を増やすことが重要である。

- ・自転車や電車等を使用した通学の場合には、第六小学校区を全て第四中学校区とするような検討も可能ではないか。

- ・稲城第四中学校の建替え等の際には、小中学校の学区域も考慮し、現在の第四小学校区、第六小学校区を含めた全体の中央に位置する場所への建設も視野に入れて欲しい。

- ・通学区域の変更にあたっては、経過措置を含めた地域住民への早期の周知と丁寧な説明が必要である。

## 5 検討結果

検討会の意見を踏まえ、学校規模の適正化、通学の安全の確保、地域とのかかわりの視点で、通学区域の見直しの必要性について再度検討を行った。

### (1) 第二小学校区から長峰小学校区又は若葉台小学校区への編入

- ・上谷戸地区における若葉台1丁目の地域及び平尾から若葉台へ抜ける道路と鶴川街道との交差点に隣接する若葉台2丁目の地域は、地域の一体性、稲城第二小学校の学校規模を考慮し、第二小学校区から若葉台小学校区へ編入

すべきである。なお、若葉台1丁目については、若葉台小学校と長峰小学校のいずれかを選択ができる地域とすることが望ましい。

- ・第二小学校区のうち、上谷戸川以北かつ鶴川街道以北の坂浜地域については、通学距離、安全性及び稲城第二小学校の学校規模を考慮し、第二小学校区から長峰小学校区へ編入すべきである。

- ・第二小学校区のうち、上谷戸川以南かつ鶴川街道以北の坂浜地域について、通学距離、安全性及び稲城第二小学校の学校規模を考慮し、若葉台小学校区へ編入すべきである。

- ・東京都立若葉総合高等学校北側における開発地域については、現在の学区である第二小学校区のままで問題ないと判断するが、歩道の整備状況等も考慮し、若葉台小学校を選択ができる地域とすることが望ましい。

## (2) 向陽台小学校区及び第三小学校区から城山小学校区への編入

- ・向陽台2丁目については、城山小学校の児童数の減少を鑑み、城山小学校区へ編入する必要がある。ただし、対象区域住民の事情等を考慮し、向陽台小学校への選択ができる地域とすることが望ましい。また、市は住民に対し丁寧な説明に努めることが必要である。

- ・第三小学校区である中央図書館付近の地域を城山小学校の通学区域に変更することについては、現在の状況を鑑み、大丸864番地から大丸866番地までを城山小学校区へ編入すべきである。また、市は住民に対し丁寧な説明に努めることが必要である。

## (3) 第四小学校区、第六小学校区、第一中学校区及び第四中学校区についての総合的な検討

- ・今後の児童の成長を鑑み、第六小学校区の東長沼地区を稲城大橋通りまで

広げ、第四小学校区を第六小学校区へ編入すべきである。また、今後の人口推計等を鑑み、稲城長沼駅で区切られていた第四中学校区を川崎街道まで広げるべきである。ただし、通学区域変更に係る児童の負担軽減を十分に考慮した、経過措置に努める必要がある。

なお、通学区域の変更を行うに当たっては、必要な経過措置を設けるとともに、対象地域の児童の保護者に対しては、早期の事前周知のうえ、実施時期については、これから就学する児童のことを考慮し、令和7年度の実施に努めるべきである。

## 6 経過措置の考え方

(1) 経過措置の期間を6年間設ける。

(2) 在校生への対応について

① 学区域変更前の学校に在学している児童については、卒業まで継続して就学することができる。

② 学区域変更対象区域に住む在学児童は、新学区域の学校へ転校することができる。

③ 兄弟姉妹関係に配慮し、弟・妹が新学区域の学校に入学するのに併せて転校することができる。

(3) 新たに入学する児童・生徒への対応について

① 兄・姉が学区域変更前の学校に在学している場合は、旧学区域の学校への通学が認められる。

② 兄・姉が学区域変更前の学校に在学していない場合は、新学区域の学校に入学することとする。

おわりに

本検討委員会は、通学区域の変更が想定される地域の関係者からなる検討会の意見等も考慮しながら、令和5年度、令和6年度にわたり検討してきた。

「検討を進めるにあたっての基本的な考え方」に基づき、総合的に検討し、当該区域の通学区域の変更をするべきと判断した。

本市においては、通学上の負担軽減、安全性の確保、災害時の対応においても、児童・生徒数の増加が進む中で計画的に学校施設等の整備を図るうえでも、指定校制が優位であるとし指定校制を採用しており、今後も指定校制を維持し、遵守していくことが適当である。このことは、ひいては、児童・生徒に、自分達の生まれ育った地域を愛する心等を育むことにもつながるものとも考えられる。

ただし、地域コミュニティに配慮するため、経過措置等による柔軟な対応を図り、当該区域の住民の不安を払拭することが必要である。

通学区域の変更に当たっては、通学区域が変更となる地域の保護者等に対し、丁寧な説明を行い、進めていただきたい。

本市は、今後も都市基盤整備が進み、まちなみが変わり、人口の増加も見込まれる。まちの状況の変化や児童・生徒数及び学級数の状況に応じ、通学区域の見直し等の検討を行い、児童・生徒にとって良好な教育環境の整備に努めていただきたい。



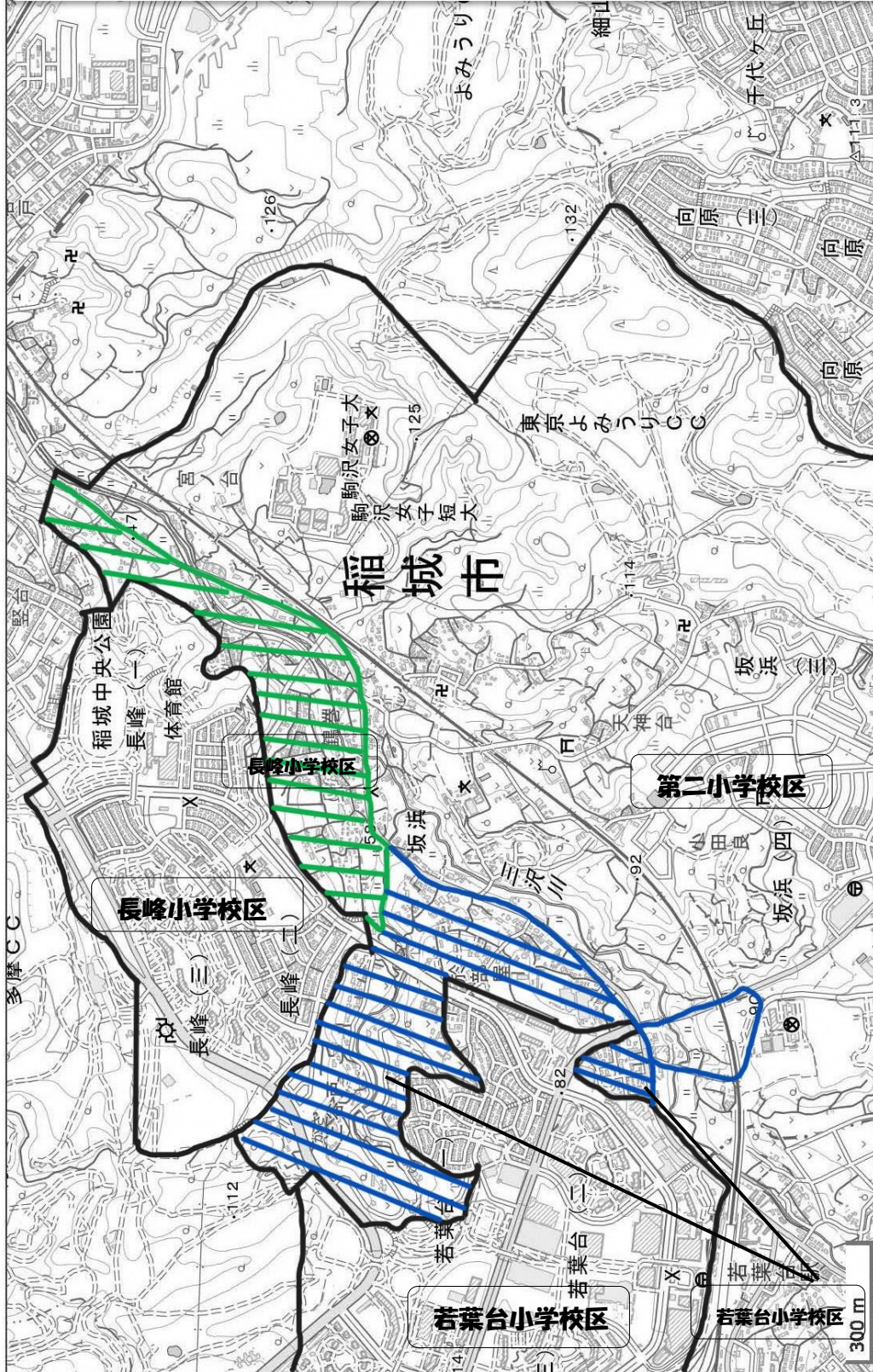
稲城市立学校適正学区等検討委員会委員名簿

|    | 氏 名       | 要 件              |
|----|-----------|------------------|
| 1  | 富 田 恵 美 子 | 学校教育に関し識見を有する者   |
| 2  | 吉 野 菜 穂 子 | 学校教育に関し識見を有する者   |
| 3  | 安 藤 み は る | 市立小学校長           |
| 4  | 小 林 淳 一   | 市立中学校長           |
| 5  | 田 渕 幸 司   | 市立小学校PTA役員       |
| 6  | 上 林 秀 之   | 市立中学校PTA役員       |
| 7  | 藤 井 勝 治   | 各種団体(自治会連合会)     |
| 8  | 丸 山 浩 生   | 各種団体(青少年育成地区委員会) |
| 9  | 佐 藤 久 美 子 | 各種団体(民生児童委員)     |
| 10 | 戸 延 真 魚   | 稲城市民             |
| 11 | 中 村 一 正   | 稲城市民             |
| 12 | 吉 屋 武     | 市職員              |

## 稲城市立学校適正学区等検討委員会及び稲城市立学校学区変更検討会 開催経過

| 検討委員会 | 検討会 | 開催日   | 検討内容   |
|-------|-----|---|--|
| 第1回   | —   | 令和5年5月31日(水)                                    | 現行基本方針の確認について<br>通学区域について  |
| 第2回   | —   | 令和5年7月12日(水)                                    | 通学区域を検討していく必要のある地域について   |
| 第3回   | —   | 令和5年8月30日(水)                                    | 中間報告書のまとめ  |
| —     | 第1回 | 令和5年12月13日(水)<br>令和5年12月19日(火)<br>令和5年12月21日(木) | 中間報告書について<br>通学区域の変更について   |
| —     | 第2回 | 令和6年1月18日(木)<br>令和6年1月22日(月)<br>令和6年1月26日(金)    | 通学区域の変更について<br>意見書について   |
| —     | 第3回 | 令和6年2月19日(月)<br>令和6年2月20日(火)<br>令和6年2月21日(水)    | 意見書のまとめ  |
| 第4回   | —   | 令和6年4月15日(月)                                    | 意見書の検証について<br>・通学区域の見直しの必要性について<br>・通学区域の変更時期について<br>・学区変更に伴う経過措置について<br>通学区域の変更について |
| 第5回   | —   | 令和6年5月13日(月)                                    | 意見書(追加)の検証について<br>・通学区域の見直しの必要性について<br>これまでの議論の総括<br>報告書について                         |
| 第6回   | —   | 令和6年6月12日(水)                                    | 報告書のまとめ  |

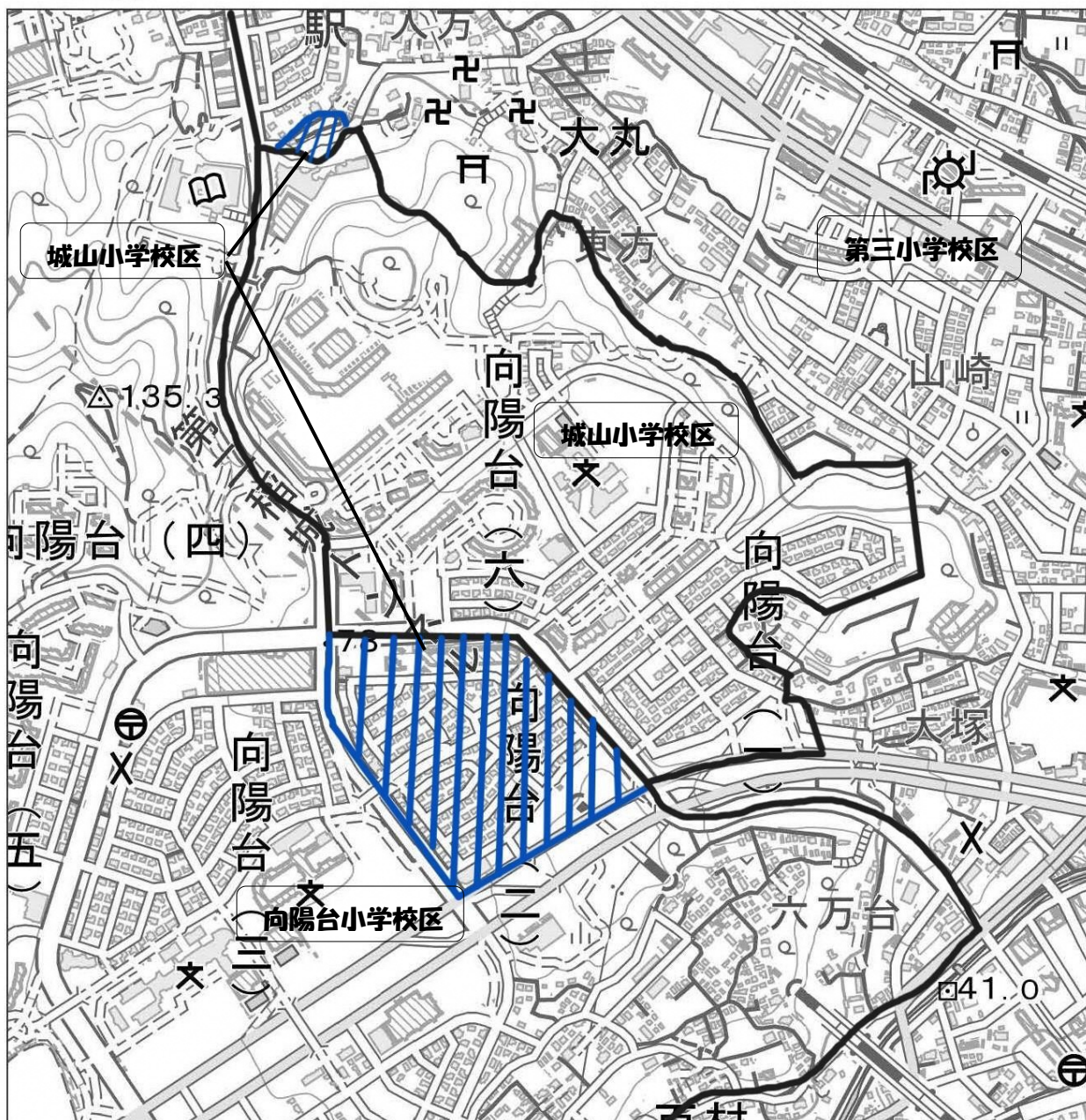
# 通学区域の変更対象地域





# 通学区域の変更対象地域

地理院地図  
GSI Maps





# 通学区域の変更対象地域

地理院地図  
GSI Maps

